

## 厚岸町議会 第3回定例会

令和3年9月9日  
午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和3年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。
- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、10番、大野議員、11番、中川議員を指名いたします。
- 議長（堀議員） 日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。  
これより、2番、石澤議員の一般質問を行います。  
2番、石澤議員。
- 石澤議員 おはようございます。先に提出した通告書に従って質問いたします。  
最初に、補聴器購入助成について。  
補聴器購入助成制度をもつ自治体が増えていますが、町での取組はどうなっていますか。  
次に、消費税のインボイス制度について。  
インボイス制度が導入されれば、多くの免税事業者が取引から排除されたり、中小企業や小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難であり、廃業が増加するなどの恐れが生じると言われています。地域経済に影響を与えたいと思いますが、町としてはどのように考えていますか。  
国に対してインボイス制度導入の凍結・中止を求めるべきと思いますがどうですか。  
次に、PCR検査についてです。  
PCR検査数を増やして、診断と同時に防疫を目的として実施し「感染力」のある人を見つけ出し、隔離・保護・早期治療するなど、感染拡大と重症化を抑止すべきと思いますがどうですか。また、濃厚接触者だけでなく、業務や生活上必要な人にPCR検査が受けられる体制をつくるべきと思いますがどうですか。  
矢白別演習場における訓練についてです。  
在沖米海兵隊の移転訓練における夜間訓練は行わないよう強く求めるべきと思いますがどうですか。  
次、矢白別演習場における軍事演習・訓練の拡大はやめ、縮小するべきと考えますがどうですか。  
オスプレイの飛行訓練は行わないことをこれからも強く求めていくべきと思いますが

どうですか。

次に、重要土地利用規制法についてです。

重要土地利用規制法によって演習場に関連する住民運動が政府の思惑で監視・抑圧されることが懸念されます。憲法に保障されている人権が抑圧されることのないよう国に求めるべきと思いますがどうですか。

以上で、1回目の質問を終わります。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 2番 石澤議員のご質問にお答えいたします。

1点目の補聴器購入助成について、「補聴器購入助成制度を持つ自治体が増えているが、町での取組はどうなっているのか」についてであります。補聴器は、種類や形式が多様ではあります。一般的に高額な機器であり、補聴器を必要とする方にとって経済的に大きな負担となっております。

そのため、公的な助成制度として、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく「補装具費の支給」があり、課税状況により異なりますが、自己負担がないまたは1割負担で補聴器を購入することができます。

しかし、「補装具費の支給」の基準は、身体障害者手帳を持つ、聴力レベルが70デシベル以上の高度または重度の難聴者に限られていることから、軽度または中度の難聴者に対しては、支給対象外となっております。

令和2年度末の北海道の統計によると、道内で難聴の方に対する独自の助成制度を設けているのは、18歳未満の難聴児に対しては65自治体、65歳以上の難聴者に対しては8自治体となっております。

町といたしましては、先天的に聴覚に障がいを持つ方があり得ること、令和2年度に実施した第8期厚岸町高齢者保健福祉計画策定における住民アンケート調査において、補聴器の購入を検討したことがあると回答された方が、アンケート回答者全体の20.5%を占めていることから、補聴器購入費用の助成制度の創設について、検討してまいりたいと考えております。

続いて、2点目の消費税のインボイス制度についてのうち、(1)の「インボイス制度が導入されれば、多くの免税事業者が取引から排除されたり、中小企業や小規模事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することが困難であり、廃業が増加する恐れが生じ、地域経済に影響を与えると思うが、町はどのように考えるのか」についてであります。令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式」いわゆる「インボイス制度」が導入されることになっております。

この制度は、売り手である課税事業者が自らの申告する税額及び税率を記載した書類である「適格請求書」いわゆる「インボイス」を発行し、インボイスに基づいて買い手が「仕入れ税額控除」を行う仕組みであり、複数税率のもと、適正課税の確保につながるものであります。

制度の対象となる課税事業者は、年間売上高が1,000万円以上の事業者で、免税事業者となる年間売上高が1,000万円以下の事業者は、課税事業者選択届出書を提出しな

れば、インボイスを発行することができないこととされております。

制度の導入に当たりましては、事業者の準備に係る負担というものを考慮し、令和元年10月の軽減税率実施から4年間の準備期間が設けられ、導入から令和11年10月までの6年間、免税事業者からの仕入れに係る税額控除の経過措置も設けられているところであります。

インボイス制度の導入後、免税事業者においては、適格請求書発行事業者として登録し課税事業者とならなければ、課税事業者との取引において、仕入れ税額控除ができないという理由で取引を敬遠され、売上が減少し事業継続が困難になることへの懸念がある一方、課税事業者としてインボイスを発行することにより、安定的な取引ができ、取引を拡大することも考えられます。

次に、(2)の「国に対してインボイス制度導入の凍結・中止を求めるべきと思うかどうか」についてであります。先ほど答弁しましたとおり、懸念がある一方、取引の安定・拡大も考えられることから、現段階において、凍結・中止を求める考えはありません。

続いて、3点目のPCR検査について、「検査数を増やし、診断と同時に防疫を目的として感染力のある人を見つけ出し、隔離・保護・早期治療するなど、感染拡大と重症化を抑止すべきと思うかどうか」についてであります。町立厚岸病院では、感染疑いのある患者全てに対し、抗原定量検査を実施しております。

この検査方法はPCR検査とほぼ同様の制度を持つとされ、PCR検査を省略し、確定診断となる検査方法であります。

検査の結果、陽性と判断された患者は、医師の診断を経て、釧路保健所へ報告し、その後、釧路保健所において陽性患者の行動を抑制し、濃厚接触者の特定と行政検査としてのPCR検査を実施することで感染拡大の防止が図られているものと考えます。

また、重症化の抑止につきましては、現時点において、厚生労働省では、ワクチン接種が重症化を予防する効果が期待されているとしており、町では、10月末までに接種を希望する町民全てが接種できるよう対応しております。

次に、「濃厚接触者だけでなく、業務や生活上必要な人にPCR検査が受けられる体制をつくるべきと思うかどうか」についてであります。町立厚岸病院において実施する抗原定量検査は、一度に4検体までの検査が可能ですが、検査には約1時間程度を要することから1日当たりの検査数には限りがあり、また、通常診療における臨床検査も同時に実施しているため、現行の検査体制では診療以外の目的で抗原定量検査を任意に行うことはできないことをご理解願います。

続いて、4点目の矢臼別演習場における訓練についてのうち、(1)の「在沖米海兵隊の移転訓練における夜間訓練は行わないよう強く求めるべきと思うかどうか」についてであります。矢臼別演習場周辺は、全国有数の酪農地帯であり、夜間における訓練は、周辺住民に対し、事故に対する不安や、騒音が与える影響など、大きな負担を強いるものであります。

これまでも、夜間の実弾射撃訓練については、「行わないこと」、「強いて実施する場合は、短日数・短時間とし、午後9時30分までには終えること」を、北海道と関係4町で構成する「矢臼別演習場関係機関連絡会議」から北海道防衛局長に対し、要請を行

ってきているほか、実施された場合には、北海道知事から、改めて「行わないこと」の要請を行っております。

今後も「矢臼別演習場関係機関連絡会議」を通じ、引き続き要請を行ってまいりたいと考えております。

次に、(2)の「矢臼別演習場における軍事演習・訓練の拡大はやめ、縮小すべきと考えるかどうか」についてであります。国の最大の責務は、国民の生命、財産、国益を守ることで、外交、防衛対策は、その根幹であり、国の専権事項であります。

国家的要請である演習場等の使用に際し、地域の皆さんには、事故の発生や騒音振動等に対する不安が、強くあるものと認識しております。

町民の皆さんの安全確保と不安解消が図られるよう、全国基地協議会及び矢臼別演習場関係機関連絡会議において、国の責任のもと適切に訓練が行われるよう、今後も、要請してまいりたいと考えております。

次に、(3)の「オスプレイの飛行訓練は行わないことを強く求めるべきと考えるかどうか」についてであります。オスプレイの飛行訓練の実施については、飛行物体の放牧牛への影響や事故等の安全性が懸念されるところであります。現在まで、訓練実施についての通知あるいは連絡はありません。

今後、仮に、具体的な通知や連絡があった場合には、町として危惧される点について、申入れをしなければならないものと考えております。

続いて、5点目の重要土地利用規制法について、「重要土地利用規制法によって演習場に関連する住民運動が政府の思惑で監視・抑圧されることが懸念される。憲法に保障されている人権が抑圧されることのないよう国に求めるべきと考えるかどうか」についてであります。この法律の規制対象となる区域については、現時点では具体的に明示されておらず、今後、政府が定める基本方針により、その指定に関する基本的な事項が示され、それに基づき個別に指定されることとなっております。ご質問の「演習場」が、この法律の対象となる重要施設に含まれた場合、本町では、矢臼別演習場の周囲おおむね1キロメートルが「注視区域」に指定される可能性があると考えられます。

また、規制の内容については、「注視区域」の場合、指定区域内にある土地等の利用者が、その土地等を重要施設の機能を阻害する行為に利用するなど認めれるときは、その利用の中止を勧告及び命令することができるとされておりますが、その機能を阻害する行為の具体的内容についても、規制の対象区域と同様に、今後、政府が定める基本方針により示されることとされておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 まず最初に、補聴器の購入助成ですが、前にも一度質問していましたが、それで、今回はとても前向きな検討するということなのですが、いつ頃、どういうふうに検討していくか、その辺のことを聞きたいのですけれども。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

経過につきましては、令和元年度の議会におきまして、質問者から提言がございまして、その後、どのような内容がしかるべきかというところを検討させていただき、令和2年度において、先ほど町長のご答弁にございましたが、アンケート調査をさせていただいて、ニーズがあるということも判断いたしましたところでございます。

内容につきましては、具体的にまだ検討中でございますが、法律に基づく補装具費の支給が課税状況によりましてゼロ円ですとか1割負担とはなっております。それと、同レベルか、もうちょっとご負担をいただくかと、見たところも踏まえて、補聴器も1器当たり片耳相当で数万円から二、三十万円というところがございます。その辺の価格等も含めて、検討して、補助をいたすわけですので予算等の協議も踏まえながら、できるだけ早い時期に制度化をしようと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、お願いしたいと思います。やはり、すごく困っていますので、耳のことに关しては、外出を控えてしまうなんていう人も出てきたりしているものですから、できるだけ早い時期に行ってほしいと思います。

次に移ります。

消費税のインボイスのことなのですけれども、厚岸町の中でインボイスの場合、免税業者で影響を受けるというのは何戸くらいあるのですか。それとも全く、厚岸の場合はないということなんでしょうか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） お答えさせていただきます。

免税事業者についての把握ですけれども、すみません、特段、調査のほうはさせていただいておりません。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 この中で、インボイスの問題で1番大変なのは、今まで免税業者だった、そのインボイスの証明書を出せないということで、取引が停止になる可能性も高いということなのですが、厚岸の場合、漁業と農協の場合はちょっとそれから外れるようなのですが、そのほかの商工業者の方とかで、これからインボイス始まっていきますが、いろいろな問題出てくると思うのです。それに対する対応の仕方とか、商工会とかと話し合っていないのですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） 町内の事業者について、このようなインボイス制度導入に関してであります。周知のほうは平成26年度頃から、この消費税転嫁対策事業ということで、税理士さん通じてですとか、そういうものことを行っております。

また、令和元年5月になりますけれども、税務署のほうで厚岸町のほう、情報館になりますけれども、厚岸町と釧路税務署、そして商工会において、この軽減税率制度説明会、軽減税率インボイスと題しまして、その説明会というものを既に行わせていただいております。

また、税務署のほうから時期になりますと、各事業者さんにいろいろな通知が行くと思っておりますけれども、その中でも、このインボイスに関する、導入されるよということでの周知は行っております。全く何もしていないとか、そういう導入されるに当たっての相談体制というものは日頃から行っていると認識しております。

- 議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 このインボイスは、本人が申請して、税務署で所轄税務署長から番号をもらうということですよ。もらわなくてはならない。それは、今日行きました、明日来ますというのではないですよ。1か月くらい、発行するまでに時間がかかると。そういうことが分からないでいて、2023年10月1日からとなった場合は、2023年9月1日までに申請をしなければならないと。そういうようないろいろな問題が出てくるのですけれども、こういう場合に対して、もし適格請求書を出すことができなくなった場合というのは、そういうときの対応はどういうふうにすべきだと、税務署なんかからは来ていますか、そういう話は、こういうときはどうするかとか。それから、簡易適格請求書というものもあるのですけれども、いろいろなものが出てきて、すごく戸惑っていくと思うのですが、そういうことも詳しく、それに対する説明なんかをやはりきちんと考えていかないと、本当に免税業者の人たちにとって、とても大変になるということが出てくると思うのですが、先ほども免税業者の人たちが何件あるか分からないということでしたけれども、そういう人たちに対しても、こういうことがあるんだよと。対消費者だけであれば、別にこの適格証明書を取らなくてもいいのですよね。消費者ですから。でも、そうではない場合、例えば法人とか、そういう場合になると、この適格証明書が必要になってきます。そうすることで、免税業者ではなく課税業者になることで必要以上に消費税の負担が増えると。そういうことで困るということも出てくると思うのですが、そういういろいろな一連の流れなんかも、やはりきちんと相談しながらやっていかなければならないと思うのですが、その辺どうですか。

- 議長（堀議員） 観光商工課長。

- 観光商工課長（諸井課長） 質問者おっしゃるとおり、そういう懸念があると思います。先ほど申し上げたとおり、平成26年頃からこういう制度ができるのだということをお知らせはしていたということでもあります。事業者さんによっては、その認識が薄いということも一方ではあるのかなと思っております。これに関しては、令和5年10月か

らスタートということでもありますけれども、商工会の会員様、それ以外の方もいらっしゃると思いますので、これらに関しての周知というものは、今後も進めさせていただきたいと思えます。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 このインボイス制度が導入された、国の思惑といったら変ですけれども、結局二桁の消費税に上げていくということで、このインボイス制度が導入されたと聞いています。そうすると、本当に今まで免税業者の人たちにとっては、とても負担の重くなることになると思えますし、今、消費税が10%上がったことで、とても大変になっていますよね。経費も。それを下げることも含めて、きちんともう少し考えて、凍結するようやはり国に対して求めていくべきだと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 1回目の答弁でもありましたとおり、デメリットがある一方でメリットとして、免税事業者が課税事業者になって、安定的な取引ができると。また、売上の増加にもつながるといったようなことも一部では言われているということでもあります。これについては、日本商工会議所などにおいて、国に対して、このコロナ禍における状況もありまして、一時中止といったようなことでも要望しているとお聞きしておりますが、その辺は、今、町内の事業所がどういう状況にあるのかというのを、ちょっと商工会と連携をしながら、把握させていただき、判断をさせていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 本当に、このインボイスって正直言って、とんでもない制度だと思います。これは、今、町に言ってもどうしようもないことだと思うのですが、このことによつて、本当に町の中で不利益を受ける人が出ないような、その辺のことの対応はこれからもきちんと、何年かありますよね、その移行の間にこういうことがあるとか、これはこうしたほうがいいのか、この辺は、メリットのほうはあまりないと思うのですが、そういう問題も含めて、ちょっと相談とか、それをきちんとやってほしいと思えます。いかがですか。

●議長（堀議員） 観光商工課長。

●観光商工課長（諸井課長） 質問者おっしゃるとおり、まだ実施されるまでは時間があるということでもあります。また、実施された後の経過措置として、6年間になりますが、徐々にやっていくというものもあります。そこら辺、含め、今後、詳しい内容というのでしょうか、そういうものを周知をさせていただきたいと思っておりますので、ご

理解願います。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、そういうふうにしていってください。これからも、何かありましたら質問していきますので、お願いいたします。

次、PCR検査についてです。病院での対応が縷々流れていましたけれども、この問題というのは、今ワクチンもということが何回か上がりました。このワクチン頼りでいいのかということと、それから若年層に対してのワクチンの接種にいろいろな問題があるというの、他のほうから、いいという人もいるし、問題がないと言いますけれども、問題があるという情報もあります。その辺のもの、全て含めて、やはりワクチン頼りではなくて、PCR検査というのは町立病院だけでやれというのは大変だと思うのです。さっき言いました、これ、検査が可能、検査に約1時間程度要するという事ですので、民間を使った健診というのをやっていくべきだと思うのです。

この前、学校とか保育所とかもちょっと大変だったのですけれども、これからもどうなっていくか分かりません。学校なんか、高校なんかは週、国から学校に勤務する職員の定期的なPCR検査体制ということで、職場における積極的な検査等のものが出されていますし、それから希望者、これは高校ですけれども、抗原キットの配付とか、教員含む軽傷者、速やかな検査の実施がされています。これ、道教委において希望する学校を取りまとめ配付するとしています。

こういう動きもありますので、今回学校の問題で、子どもが感染したことで、学級閉鎖から保育所の休むと広がっていきましたよね。そうならないように、早い時点で、定期的に検査を行っていけば、そういうことも含めて、広がりを防ぐことができると思うのです。今、これからどんなことが起きるか分からない状態になってきていますので、やはり町だけではできないではなくて、町として何ができるかという対応策をきちんと考えていってほしいと思うのですが、どうですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

PCR検査につきましては、民間のほうにお願いしてはいかがかというところと、町では無理なのかなというところのご提言なのですけれども、今、高校などの対策につきましては別といたしまして、町といたしましては、やはりPCR検査はその日、その時点で感染しているのか、どうなのかというところであると思います。そうすると、定期的にやらなければ感染しているのかどうかというのがつかめないところではございますし、無症状者の方に一律に検査を行って、それを拡充していくこともあろうかと思いますが、陽性率ですとか、効率的なところの低さ、悪さもあろうかと思いますが、クラスターが発生しやすいところでの対策というのでもあろうかと思いますが、いかんせん、PCR検査をただけでは、やはり最終的に保健所の判断、指示でその後の濃厚接触者の調査ですとかということにもつながっていきますし、その間に医師の診断ということも、

今の行政検査の流れとなっておりますので、そのことを踏まえると難しいとは考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 それは何回も、そういう話は聞きました。でも、これだけ広がってきています。別の株になってきていますよね。どこにいても、どうなっても広がってしまいます。今、国なんかはワクチンを打ったら、ワクチンの証明書があればという話をしていますが、ワクチンであれ7か月で効かなくなるとか、へたしたらワクチン打ってもそれでも感染するとか言われていますよね。とすれば、その人が何かを、どこかに行くとか、それから自分たちの家族の中でちょっとのどが痛い、でものどが痛いとか鼻水だけでも抗原検査ですか、この抗体検査で分かると言われていています。今回、町立病院でもあったと思うのですが、子どもさんが罹ったときに、そのときに一緒にいた方もそこで罹ったのではないかというような話までちょっと聞きました。とすれば、早めに抗原検査、PCR検査をすることで、いろいろなところの感染を抑えることができると思うのです。これ、感染爆発って言っていますけれども、このコロナは次から次へと変わってきますから。ワクチンを打つことで、ワクチンを打った人からの変わっていくコロナが出てくるかもしれないとまで言われています。そうすると、やはり検査をする、それから検査をして早めにその人を見つけて、その人にとってもいいと思いますし、今はカクテル抗体での薬なんかも出てきています。あのカクテル抗体の薬は早い時期で感染者を見つけた人に対して有効だと言われていていますよね。そういう意味でいえば、そういうことも含めて、町だけでやれと、大変だと思うのですが、でも町民を守るためにはそういうことも必要だし、経済を活性化させるという前に、まずその部分を含めて考えていくべきと思うのですが、その辺どうですか。

●議長（堀議員） 副町長。

●副町長（會田副町長） 以前から、議員のほうにはそのような提言いただいております。まずは、厚岸町としてはワクチン接種を10月いっぱいまで、まずは一度希望者に対してのワクチン接種を終了させたい。以降、3回目、4回目ということも、今、国のほうからは提唱されてきています。ワクチン接種については、今後も3回目、4回目、さらには、初めて打つ方、1回目、2回目の方も含めて、厚岸町としては行っていかなければならないだろうと。

実は、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会というところから、先般9月3日にワクチン検査パッケージの活用というような提言がされているようであります。これは、ワクチンと、議員言われるPCR検査等の検査結果をもとに、何とかコロナウイルスの感染を抑えていくというような提言がされているようであります。恐らく、これが分科会から国のほうに伝わり、国としてどのような形で、この検査パッケージというものを全国的に進めていくのかということも町として注視をしながら、その検査パッケージというものの活用を図っていくことになるのかなと思います。

先ほど、保健福祉課長のほうから申し上げたとおり、可能な限りの中で町立病院として抗原定量検査を行っております。疑わしいものについては、全ての方に、この検査を行っている。その中で十分、実際に感染を既にされた方ということも発見できていますし、これが今厚岸町の中で、それほど広まらない状況になっているのかなということは考えられると思います。

ですので、そういった国の動きも注視しながら、町としてどういうことができるのかということについては考えていかなければならないと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

- 石澤議員 何回もこの話はしつこいくらいするのです。これからはしていこうと思っています。ワクチンを打てないという人、それから子どもには打たせたくないという人、そういう方もいらっしゃいます。だから余計、PCR検査は大事であり、広がらない工夫をすることがとっても大事だと思います。どうしても3回、4回というようなワクチンの話もありますが、今のワクチンが今までのインフルエンザとかそういうワクチンとは違った工程でつくられてきているワクチンであるということも大事なことだと思いますし、そういうのも含めて、子どもたちにとっては本当にそれが必要なのか、大事なのか。何かテレビの報道見ているとワクチンが1番いいみたいなこと言っていますけれども、そういうことではないので、やはり検査をして、きちんと対応することがとても大事だと思いますので、町としてそれはきちんとやっていってほしいと思います。

次に移ります。矢白別です。米沖在、沖縄海兵隊なのですが、夜間訓練を行わないようにと、何度もお願いをしています。でも、そんなこと梨の礫ですよ。沖縄でもやっていたからというようなことも言われたことがありました。でも、これ、沖縄で夜間訓練が行われていたのは、いつまでと、そういうふうに言われていますか。これ、聞くところによると、過去、昭和54年に一度あったきりなのです。1979年以降は、沖縄では夜間訓練は行われていないのです。ですから、同質同量といえ、こっちは夜間訓練、受け入れたのが1997年12月に移転訓練が始まりました。でも、その時点でもう夜間訓練やっているのです。でも、同質同量ではないということなのです。その点も含めて、夜間訓練の中止というのは、もう、きちんと求めていってほしいと思いますがいかがでしょうか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

- 危機対策室長（田崎室長） 議員おっしゃるとおり、夜間訓練等々が104号線越えの訓練においては行われている実態になっているということでもあります。しかし、私も、矢白別演習場の、この訓練に関する関連機関の連絡会議、副知事を座長として、釧路管内の厚岸、浜中、標茶、そして根室管内の別海町、この4町の首長で構成しております、この連絡会議においては、毎回のよう訓練が行われるということに際しまして、質問の答弁でもお答えしたのですけれども、夜間における、原則的にはもう訓練は実施しないでいただきたいというようなことの要請活動を毎年行っている状況にあります。

今後につきましても、同様に同じく夜間の訓練の実施等、これらについては強く国に対して要請活動をしていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 ぜひ、お願いします。結構やってくれるのですよね、夜間に。光が上がったり、いろいろあります。今回も、矢臼別での米軍の訓練があるのですが、それはいつでしたか。今年もあると聞いたのですが。10月でしたか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） 104号線越えの訓練に関しましては、本年3月に防衛省のほうから、一応、情報は出ているものにつきましては、矢臼別演習場においては第3四半期、すなわち10月から12月の間で実施される予定というような状況であり、詳細についてはまだ入ってきておらない状況です。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 矢臼別での米海兵隊の演習なのですが、それに対してのヒヤリングとか、そういうものも、まだ全然分からないですね、それは。分かりました。ぜひ、それは始まる前にきちんと説明とか、それを受けるようにしてほしいと思います。

そして、共同訓練、矢臼別演習場における軍事訓練の拡大なのですが、防衛も大事なことだとなっていていますが、今年6月28日から7月1日まで4日間、オリエントシールド21というのがありましたよね。矢臼別で。このときに、ロケットの演習があったのですが、その6月28日から7月1日までよりも前の自衛隊による演習の騒音というのがすごかったのです。毎回、何か海兵隊の訓練がある。その前にもものすごい訓練があるのですが、それはどのような説明を受けていますか。

●議長（堀議員） 危機対策室長。

●危機対策室長（田崎室長） オリエントシールドの以前に行われた自衛隊の訓練の騒音の関係だと思います。これにつきましては、別海駐屯地のほうから訓練の、今月こういうような訓練が行われますよというような形での通知、近郊の皆さん方にはこのような訓練が行われますということで通知が町のほうから流しているのですけれども、それと同様な内容のものでありました。すなわち、通常時、訓練で使っております203ミリ榴弾砲が何時から何時までで何発ですよと。あと155ミリ榴弾砲が何時から何時までで何発使用しますよというような形で、特段、違う砲弾を行ったというわけではないというようなことを記憶しております。ただし、私どももこれにつきましては、役場にいても、音の大きさが極端に違うというようなことは感じております。ですので、自衛隊並びに北海道防衛局が来た際につきましては、正直言いますと、沖縄県道104号線越えの訓練

よりも自衛隊が通常時に行っている訓練のほうが騒音が激しいということできつく毎回自衛隊のほうには、私ども申し上げている状況にあります。

●議長（堀議員） 2番、石澤議員。

●石澤議員 陸上自衛隊の訓練ということなのですが、やはり外交が1番だと思えます。それなので、このような非常に地域にも不安をもたらすような演習はぜひやめるといことで、これから申し入れていってほしいと思います。

今回のオリエントシールドは、沖縄の米海兵隊ではないのです。アメリカの本国から来た演習なのです。そのこともちょっとおかしいだろうし、やりたかったら自分の国でやれということなのですが、そういうようなことも平気でやってきているといことで、米海兵隊のオリエントシールドのときの異常な、変な音が聞こえたのです。自衛隊のときよりは激しくはないのですが、何とも言えないような音があったものですから、それに対してすごく不安に思ったという方もいました。そういうような矢臼別での演習場を認めたのは、沖縄での訓練の軽減といことで、涙を飲んで認めたという格好になるのですけれども、米軍が平気に来て、訓練するようなことは認めていないと思うのです。そういうことも含めて、やはりきちんと国にもう一度申し入れてほしいと思えますし、それから、先ほどヘリコプター、オスプレイのことで具体的な通知や連絡があった場合には町として危惧される点について申し入れをしなければならないと考えていますといことなのですが、これはきちんと来るなど、もう厚岸、この北海道には来るなどいくらい強いことをきちんと伝えてほしいと思えし、オスプレイの飛行訓練といのは非常に問題が多いので、それも含めて中止を申し入れてほしいと思えますがいかがですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

いろいろなご指摘をいただいたところでありますが、矢臼別演習場における訓練は、平成9年から今日まで17回行われておるわけであります。その都度に、いろいろな危惧される懸案事項については、強く要請をさせていただいておるわけであります。今後も安全の維持・確保、これが最も大事なことでありますので、先ほどもお話いたしましたけれども、4町、そしてまた北海道で構成いたしております矢臼別演習場関係機関連絡会議がありますので、これに基づいて強く、今ご指摘いただいた問題について、さらに要請をしてまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 以上で、石澤議員の一般質問を終わります。

以上で、本定例会に通告ありました6名の一般質問を終わります。

●議長（堀議員） 日程第3、議案第66号 副町長の選任に対する同意を求めることにつ

いてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第66号「副町長の選任に対する同意を求めることについて」その提案内容を説明いたします。

本年9月16日をもって任期満了となります厚岸町副町長、會田周二氏の後任として、石塚徹氏を選任いたしたく、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町山の手2丁目96番地。

氏名、石塚徹。

生年月日、昭和40年3月20日。

性別、男。

職業、地方公務員であります。

また、同氏の学歴、職歴については、次ページに記載しておりますので、参考に供してください。

なお、任期は同法第163条の規定により、本年9月17日から令和7年9月16日までの4年間であります。

以上、簡単な説明であります。ご同意くださるよう、よろしく願いをいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

2番、石澤議員。

- 石澤議員 石塚さんに対してどうのというのではないのですが、今、厚岸町の中でずっといろいろな問題があったので、職員を育てる、人材を育てるということをやっと続けてきたのです。その中で、今の副町長が1期で交替ということなのですが、そういうことで職員の教育とか、それから職員を育てるという問題はどういうふうになっていくのですか。また副町長にすごい責任が負わされるようになってくるのか、それとも、それを解決した上で今回の人事になったのか。その辺のことがどうなのでしょう。

- 議長（堀議員） 町長。

- 町長（若狭町長） お答えをさせていただきます。

ただいま提案いたしました議案第66号の件で、関連してのご質問をいただいたわけがあります。會田現副町長につきましては、任期満了であります。今、人材の問題、提案されましたけれども、私は常に人材の育成を最も行政サービス上は重要な課題であるということで、先にも石澤議員といろいろこの点について議論を交わしたわけですが、おかげさまで今日人材が大きく育っております。なお、行政サービス向上のために、やはり人であります。そういう面では、今後とも行政サービス向上のための最善の

努力をさせていただきますと同時に、職員がやはり自ら努力をして、いかに今後町民の付託に応えていくかということも重要な課題であろうと思っておりますので、そういうことをご理解をいただければと思います。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。本案は人事案件であります。したがって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） ここで、ただいま副町長に選任同意された石塚総務課長より、発言を求められておりますので、これを許します。

総務課長。

- 総務課長（石塚課長） お許しをいただきまして、一言、ご挨拶を申し述べさせていただきます。

このたびは、若狭町長のご推薦をいただき、ただいま副町長選任のご同意をいただきまして、誠にありがとうございます。

厚岸町職員として、これまでお世話になってきました方々から見ますと、浅学非才な私にとっては過大な職責であり、身の引き締まる思いをいたしております。

今、町民生活と地域経済、地域行政を取り巻く情勢は、新型コロナウイルスの感染症拡大などによって、これまでに経験したことのない厳しい状況にありますが、若狭町政が目指します厚岸の新時代を創造していくため、諸課題に立ち向かい、信頼される町政を推進し、町民の皆様のために、町の発展のために、お与えいただきました職責を誠心誠意努めてまいりたいと存じます。

議員の皆様並びに町民の皆様に、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。どうぞ、よろしくお願いたします。

- 議長（堀議員） 日程第4、議案第76号 固定資産評価委員の選任に対する同意を求めることについてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町長。

- 町長（若狭町長） ただいま上程いただきました、議案第67号「固定資産評価委員の選任に対する同意を求めることについて」その提案内容を説明いたします。

本町の固定資産評価委員であります厚岸町副町長の會田周二氏が本年9月16日をもって任期満了となり、その後任として、先に副町長の選任に同意をいただいた石塚徹氏を固定資産評価委員に選任いたしたく、地方税法第404条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

住所、厚岸郡厚岸町山の手2丁目96番地。

氏名、石塚徹。

生年月日、昭和40年3月20日。

性別、男。

職業、地方公務員であります。

以上、簡単な説明であります、ご同意賜りますよう、お願いを申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は人事案件であります。よって、厚岸町議会会議運用内規54にありますとおり、討論を省略し、本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第68号 厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第68号「厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定について」その提案理由と計画案の内容をご説明申し上げます。

国の過疎地域対策については、昭和45年に過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、4次にわたる議員立法として制定された過疎対策立法のもと、各種の対策が講じられてきました。しかし、過疎地域では人口減少に歯止めがかからずに、地域の活力低下

が続くなど、依然として厳しい状況にあることから、過疎地域の持続的発展という新たな理念のもと、引き続き過疎地域について総合的かつ計画的な対策を実施するための新たな法律、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。

この法律は、令和3年3月末で期限を迎えた過疎地域自立促進特別措置法から過疎地域の要件や支援措置などの見直しが行われ制定されたものであり、期間は令和3年4月1日から令和13年3月31日までの10年間の時限立法となっております。

この法律の制定を受け、厚岸町が引き続き各種支援措置を受けるためには、法第8条第1項に規定される過疎地域持続的発展市町村計画を議会の議決を経て定める必要があることから、本年4月より計画案の策定を進め、パブリックコメントや北海道との協議を経まして、今般、議会の議決を求めるところでございます。

それでは、厚岸町過疎地域持続的発展計画案につきまして、その内容をご説明申し上げます。別紙の計画案をご覧ください。

まず、本計画の構成でございます。過疎計画に掲げる事項については、法第8条第2項において規定されておりますが、計画の実効性を向上させる観点から、従前の過疎計画から一部項目を追加してございます。

それでは、ページに沿って概要をご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

1、基本的な事項でございます。

(1)として厚岸町の概況、3ページ、(2)として人口及び産業の推移と動向、6ページ、(3)として厚岸町の行財政の状況、8ページ、(4)として地域の持続的発展の基本方針、(5)として地域の持続的発展のための基本目標、9ページ、(6)として計画の達成状況の評価に関する事項、10ページ、(7)として計画期間、(8)として厚岸町町有施設等総合管理計画との整合について、それぞれ記載してございます。

なお、このうち8ページの(5)地域の持続的発展のための基本目標、9ページの(6)計画の達成状況の評価に関する事項、そして10ページの(8)厚岸町町有施設等総合管理計画との整合については、従前の過疎計画からの追加事項となっております。

また、記載内容につきましては、第6期厚岸町総合計画及び第2期厚岸町未来創生総合戦略との整合性を図っております。

11ページをお開き願います。

このページからは、持続的発展施策区分ごとの確論であり、施策区分ごとに(1)として現状と問題点、(2)としてその対策、(3)として具体的な事業内容を示す事業計画という順に列記してございます。

なお、記載内容につきましては、各施策区分ごとの(1)現況と問題については、第6期厚岸町総合計画の行動計画の現状と課題を転記、(2)その対策については、行動計画の施策の展開に記載されている内容を転記している形となっております。

また、(3)事業計画につきましては、ハード事業については第2次実施計画に登載している事業を、ソフト事業については令和3年度当初予算に計上している事業のうち、持続的発展施策区分に該当すると思われる事業を選択し、登載しております。

持続的発展施策区分でございますが、11ページからは移住・定住地域間交流の促進、人材育成についてでございます。

16ページからは、産業の振興について。  
30ページからは、地域における情報化について。  
32ページからは、交通施設の整備、交通手段の確保について。  
38ページからは、生活環境の整備について。  
51ページからは、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進について。

61ページからは、医療の確保について。  
63ページからは、教育の振興について。  
71ページからは、集落の整備について。  
73ページからは、地域文化の振興等について。  
75ページからは、再生可能エネルギーの利用の推進について。  
76ページからは、その他地域の持続的発展に関し、必要な事項について。  
80ページからは、それぞれの施策区分の中で過疎地域持続的発展特別事業として位置づけた、いわゆるソフト事業を取りまとめた一覧となっております。

施策区分ごとの逐一の説明は、誠に申し訳ございませんが省略させていただきたいと存じます。

以上が、計画案の内容でございますが、引き続き、参考資料についてご説明申し上げます。お配りしております参考資料をご覧ください。

この参考資料につきましては、厚岸町過疎地域持続的発展計画の策定に当たって、総務省からの通知において、作成が求められているものであり、内容につきましては、持続的発展施策区分ごとの各事業計画に登載した事業の令和3年度の予定事業費を参考として計画搭載する内容となっております。

なお、事業個々の説明は省略させていただきたいと存じます。

以上、配付資料の説明となりますが、計画案の参考としてさせていただきたいと存じます。

最後になりますが、本計画策定後、本文の加筆修正や事業の追加または中止、大幅な事業の変更など、計画全体に及ぼす影響が大きい場合には、従前と同様に議会の議決を経て、計画変更する手続となっていることを申し添え、議案第68号 厚岸町地域持続的発展計画の策定についての提案理由とさせていただきます。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第69号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、議案第69号「工事請負契約の締結について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書18ページをお開き願います。

議案第69号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

旧厚岸保育所は、昭和52年度に建設され、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波予測区域内にあるため、令和3年7月に新しいあつけし保育所に移転したところであります。

建物は、倒壊する可能性があり、他事業への転用の見込みもないため、跡地について公共駐車場としての活用を視野に入れ、解体するものでございます。

今回、契約の内容であります。1として、工事名、旧厚岸保育所解体工事。

2として、工事場所、厚岸町梅香2丁目2番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金8,624万円であります。

5として、請負契約者は、厚岸郡厚岸町港町2丁目138番地、株式会社共和建設工業所であります。

19ページをご覧願います。

参考につきましては、記載のとおりで、図面につきましては、別紙説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、別途お手元に参考といたしまして、8月24日に執行しました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 ここでちょっとお尋ねしておきたいと思えます。

今の旧厚岸保育所、その後、使いたいよという方も、議会に請願が上がった経緯がご

ございますして、ちょっと二、三、お尋ねしたいと思います。

あの当時というか、今年の話ですが、今言われているように耐震性が全くないと、それですぐ解体するというので今日に至っていますが、今回、その解体に当たりました、素人的にも本体の取り壊し工事が主体ではないのかなと見てきました。手元に工事の内訳書を配付していただきまして、目安が分かりました。非常に分かりやすいというか。

ただ、私ども素人が思うにも、やはり建築物本体の取り壊しが主流で5,500万円を占めているわけですが、今回の解体で、しんりゅう保育所とは比べものにはならないといいか、比べることはできないのですが、しんりゅう保育所は杭抜きに大変時間がかかった、工事が難儀したというようなことも伺っておりますが、今回、厚岸保育所の本体の取り壊しの中で、1番重要な工事費含めて、難儀するというか、予算の大半を占める工事はどこにあるのか、その点を伺いたい。

それと、もう一つ、解体後は更地になるわけですが、公共駐車場として当面は利用したいと。今回の工事費の内訳の中には、解体後の整備費、砂利を敷いて駐車場にするのでしょけれども、その整備費は入っていないのではないかと見受けられますが、その辺はどうなるのでしょうか。

以上です。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） 工事の中身でありますので、私のほうからご説明させていただきます。

ただいま、ご質問者からのお話にあったように、工事請負費の大半を占めるのは、お配りしております参考資料のとおり、建築の取り壊し工事というのが主な工事を占める割合になります。その中で、最大割合を占めるものとしたしまして、今もお話あったように杭打ち工事、杭工事の引き抜き、こちらが大半を占めます。その内訳としましては、あちらの建物には35センチの直径の杭、これが35メートル、40本打ち込まれております。それを引き抜くための費用として、大まかではあります、約3,400万円くらいの費用を見ているといったこととありまして、杭抜き工事がかなりのウェイトを占めるといったような内容になってございます。

それから、解体後の整地の関係でありますけれども、参考資料のほうには、解体後の整地費用という部分では、表だっちは見えてこないのではありますが、実は建築取り壊し工事の中に含まれておりまして、これは碎石敷きでありますけれども、直接工事費で約400万円ほど設計の中に盛り込んでいるといったような内容になってございます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

8番、金子議員。

●金子議員 ただいまの工事価格の件とあわせて、町民の方からの声として、厚岸町には中小企業振興基本条例があり、目的は地元企業の育成だと思っております。地元企業影本工業

が指名競争入札に最近参加していないのは、何か問題があったからでしょうかとの声がありましたので、その経緯をお答えください。

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時26分休憩

午前11時30分再開

●議長（堀議員） 再開します。  
副町長。

●副町長（會田副町長） 選考に当たっての流れだけ、とりあえずお話をさせていただきます。

町のこういった工事関係、あとは備品等の購入に当たっては、まずは担当課において、厚岸町のほうに指名競争入札の届出が出されているかどうかということを確認した上で、その後、それぞれの工事、さらには品目を扱っている業者を幾つか選考をしております。基本的には足りれば最低5社と、足りれば。足りない場合はそれよりも少なくなりますし、また町内業者だけではなく町外の業者もそこに入れて5社以上にする場合もございます。それをそれぞれの見積価格、工事であれば工事の予定価格、さらには物品であれば購入価格等の予定価格を決定をし、入札委員会と町内の指名競争入札委員会というところで諮ります。その中で、その業者でいいかどうか、それとその金額でいいかどうかということ協議をし、最終的には町長の決定を受けて、入札をし、発注をするということになります。

議員、ご質問のあった内容につきましては、今、申し訳ございませんけれども、この中ではお控えをさせていただきたいと存じます。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 分かりやすい説明をいただき、ありがとうございます。

素朴に自分も、今のお話も聞いていて、やはり思うのですが、今までその入札に参加していた企業が、落札できるかどうかはまた別の話だと思いますが、入札にも参加しなくなってしまうというのは、会社が実際今もあって、そういうことってあまり一般的に考えて考えにくくて、何かそういう経緯があったのではないかとこのところ町民の方も心配していて、ご相談いただいたと思うのですが、僕もやはりその辺分からないので、何か分かっているところがあれば町としてもこういう経緯が、今までそういう前例があるのか、そういうことも含めて、分かっている経緯、名称というところは抜きとしても、ちょっとご説明いただきたいと思います。

●議長（堀議員） 休憩します。

午前11時33分休憩

午前11時36分再開

●議長（堀議員） 再開します。

町長。

●町長（若狭町長） 私からお答えいたします。

今の質問聞きますと、希望していたのに入れないという質問であります。今回だけでなく、ほかのほうに希望すれば入るのだというものではないことをご理解いただきたいと思えます。何も恣意的にやっているわけではないし、やはり適正な業者かどうか、それをわきまえて、今回の場合もそうですが、あらゆる工事については競争、指名競争入札で、最終的に決定するというところでございますので、希望していたのに入れないとかということは全く業者が思うだけで、こちらはそういうこと考えていませんから、恣意的にやっているわけではない、その点についてご理解をいただければと思います。

●議長（堀議員） 8番、金子議員。

●金子議員 今、町長にお答えいただいたところで、大分、自分も少しずつ理解ができるころはあるのですが、自分としてはその業者が、今の町長のお話に対してなのですけども、希望があったかどうかというのではなく、町民から見て、今までいつも、例えばいた人が急にいなくなったら、あれ、どうしたのと思う感覚で疑問に思っている方がいるという、その経緯、やはり何かあるのではないのかということをご心配されている声だと思うので、やはりその資質というか、格付けランクというのですか、ちょっと自分も調べた限りでは、そういうものもあるのは分かるのですが、そういうものだけの問題なのか、それとも具体的に公序良俗の法律に反する何か、そういうものが、誰から見ても明らかなものでそういうことがあったのか、そういうことなのかということを知りたいというのが自分のちょっと本質のお話でございました。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 69号に関しましての7社、指名業者ということで、指名をいただいたわけですが、このことについては適正に行っています。どうしたこうしたという問題については、ここで答えできませんけれども、適正に行われているということを私からの答弁とさせていただきます。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

7番、杉田議員。

●杉田議員 先ほど、町長、恣意的に排除しているということはないということなのですが、けれども、とするならば、先ほど金子議員も言いかけたと思うのですが、ランク付けと  
いいですか、ここに参加する資格がないという判断なのでしょうか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 資格はやはり適正に判断をしております。あるか、ないか。同じラ  
ンクの企業はたくさんあるわけです。その中で、最も適箇所はどれかと。工事内容によ  
ります。そういうことで指名をしているということですので、この点にはご理  
解をいただきたいと思います。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 それだと基準があって、その資格があるかないかを町側が判断できるとい  
うのであれば、それこそ恣意的なのではないですか。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） ちょっと質問おかしいのですけれども、何かおかしいようなこと  
があるのではないかというような取り方してもらっては困るのです。やはり、今回の執行  
につきましても、何回も言いますけれども、適正に行われているのです。ただ、今回の  
指名に入らなかったとか、何とかで、いろいろ議論するのはどうかと思うのです。やは  
り、我々といたしましては、発注責任の中でやっていますので、だからそういう中で、  
今回こういう突然のご質問いただいたわけではありますが、疑われるようなことは一切し  
ていません。

●議長（堀議員） 7番、杉田議員。

●杉田議員 そうおっしゃっていただければ、何よりなののですけれども。この金  
子議員のお言葉借りて言うのですけれども、ここ最近、何回かの入札にも名前が連ねら  
れないという状況を町民の方の声として聞かれているのだと思います。これに関しては  
ということではなくて、その辺が疑問に思われたのだと思うのですけれども。特にこの  
A社さんが何か落ち度があったとか、技術的に欠如しているということで判断されたの  
でしょうか。そこだけ、はっきりお聞かせいただければ。

●議長（堀議員） 町長。

●町長（若狭町長） 何度も言いますけれども、公平にやっていますので、ですからそ  
ういう意味において、副町長を座長として指名委員会が開かれているわけでありませ  
ん。その中で決定していることですので、何もそういう疑われるようなことはやって

おりませんので。ただ、これからもそうではありますが、敢えて言います。俺の企業が、業者が指名に入らないからおかしいとか、俺はやれるのにおかしいとか言われたら困るのです。やはり、今回の問題についても、そういう質問するのもおかしいです。疑わしいようなことを敢えてこの場で質問するような、私は問題ではないと思っているのです。だから、そういうことで、両者は考えていただきたい。何もそういう疑われるようなことをしていませんし、適正な企業かどうか、業者であるかどうかを判断しながらやっているということをご理解をいただければと思っております。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、議案第70号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第70号「工事請負契約の締結について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書22ページをお開き願います。

議案第70号 工事請負契約の締結についてでございます。

次のとおり、工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

町営住宅奔渡団地の鉄筋コンクリート造4階建てについては、昭和59年度、昭和62年度、平成元年度、平成3年度建設の4棟があり、昭和59年度、昭和62年度、平成3年度の建設の3棟は既に改修済みであり、本年度の平成元年度建設の棟は4棟目の改修となります。

契約の内容であります。1として、工事名、町営住宅奔渡団地H1棟外壁ほか改修工事。

2として、工事場所、厚岸町奔渡6丁目4番地。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による指名競争入札で、町

外を含め、7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金5,610万円。

5として、請負契約者は、釧路市春採6丁目1番5号、宮脇土建株式会社であります。

23ページをお開き願います。

参考といたしまして、工事概要などを記載しております。

24ページから25ページは、位置図などの図面となりますので、参考にしていただきたいと存じます。

また、別途お手元に参考資料といたしまして、8月24日に執行いたしました指名競争入札結果を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第8、議案第71号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

●建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第71号「工事請負契約の変更について」提案内容をご説明申し上げます。

議案書26ページをお開き願います。

次のとおり、工事請負契約を変更するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

令和3年3月9日議案第24号をもって議決を得た工事請負契約の締結についての一部を次のように変更する。

変更内容は、下記のとおりとなります。

1、工事名、2、工事場所、3、契約の方法に変更はございません。

4、請負金額、6,765万円から23万1,000円増額となる6,788万1,000円へ変更するものであります。

5、請負契約者に変更はございません。

27ページをご覧ください。

参考といたしまして、工事概要と工期の変更前、変更後について記載しておりますが、いずれも内容に変更はございません。

このたびの工事請負金額の変更理由であります。令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価が決定され、旧労務単価に比して全職種単純平均1.2%上昇した旨の通知が、本年2月25日付けで北海道からありました。国土交通省並びに北海道は、令和3年3月1日以降に契約した工事について、新労務単価に基づく契約に変更するための工事請負金額の変更の協議に応じることとしており、当町においても同様の取扱いにすることと決定しているところです。

当該工事は旧労務単価を適用し、本年3月10日に契約をしておりますが、受注者からの新労務単価に基づく契約の変更するための請負代金額の変更の協議に応じることとし、本件に係る工事請負契約の変更について、議会の議決を求めるものであります。

以上、簡単な簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

1番、竹田議員。

●竹田議員 労務単価の賃金の変更ということで、このほかにも入札終わっていて、まだ変更があって、工事請負契約が締結された後に変更を行わなければならない工事というのはまだあるのでしょうか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答え申し上げます。

この工事につきましては、令和3年3月10日に契約をしたということで、今し方説明をさせていただいたのですけれども、これ年度またぎの工事でありまして、結局、契約自体は2年度に契約はしたのですが、実質工事に取りかかるとなると本年度の工事といったような性質のものでありまして、そのために労務単価の上昇率を協議により、これも業者からの申し出があった場合、協議により変更するといったような趣旨のものでありまして、ちょっと正確には申し訳ございません、件数、ちょっと把握していないのですが、実際のところ、本年度においても議会の議決案件ではない工事については、このような申し出を受けて、変更は実際のところ数件行っているといったような内容になっています。

●議長（堀議員） 1番、竹田議員。

- 竹田議員 議長、ちょっとこの本命からちょっとばかり外れるので、もう1回だけでやめます。

僕がたまたま総務産業常任委員会のほうに所属しているので、総産のほうにできればこういった物件があって、こういう形で金額が変わっていますよ、総額に対して今年度このくらいアップされるということが、後で資料的に分かれば提出していただきたいと思うのですが。

それと、業者からの申し出があれば協議をする。業者から申し出がなかったら協議をしなくてもいいということになるのですか。そして、労務単価が上がったのだけれども、申し出はしないのですかという通達は行わないということなのですか。それとも、行うことなのでしょうか。それによって、協議を申し出てこなかったら、厚岸町が、悪い言葉でいうと、しめしめ、お金を出さなくても済んでしまう形になってしまうのですよね。結果、業者は損をする形になってしまうのですけれども。

僕的には優しさの観点で申し上げると、やはり労務単価の訂正は行う場所がある、物件があれば、やはり協議をするかしないか、当てはまっている工事、当てはまっている会社に対して、やはり申し出を町から行うべきが正しい性質のものでないのかなと思うのですけれどもいかがでしょうか。

- 議長（堀議員） 休憩します。

午前11時55分休憩

午前11時57分再開

- 議長（堀議員） 再開します。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） お答えさせていただきます。

ただいま、お話ありました資料の件につきましては、中身精査した中で、できるだけ早い段階でお示しできるように、努力はしてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、業者に対する通知であります。北海道のほうから通知来た段階で、各請負業者さんには町のほうからこういう請求ができますよといった内容の通知はさせていただいております。それを受けた業者さんが、工事が完了する1か月前までに、この請求を申し出ていただければ、協議をして変更するといったような制度でございますので、その辺はもれなく通知はしております。ただ、ちょっと私が記憶する中では、該当するところは申し出はされているとは認識はしていますけれども、あと現場担当のほうと会社のほうでやり取りしながら、漏れのないように説明は今後もしていきたいと考えております。

- 議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

(な し)

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。  
お諮りいたします。  
討論を省略し、本案は原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり決しました。  
昼食のため、休憩といたします。  
再開を午後1時といたします。

午前11時58分休憩

午後1時00分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開いたします。
- 議長（堀議員） 日程第9、議案第72号 令和2年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてを議題といたします。  
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。  
水道課長。
- 水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第72号「令和2年度厚岸町水道事業会計未処分利益剰余金の処分について」その提案理由と内容についてご説明申し上げます。  
議案書の28ページをお開き願います。  
この提案は、令和2年度厚岸町水道事業会計における未処分利益剰余金を処分することについて、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。  
次に処分の内容についてであります。令和2年度厚岸町水道事業会計における当年度未処分利益剰余金5,258万3,594円のうち、積立金に関しては、老朽化した施設の更新など投資に係る財源は多くを企業債に頼る状況です。  
また、人口減少など給水収益減少が予想されることから企業債発行の抑制を図るため、920万円を建設改良積立金に積み立て、1,335万9,685円を資本金に組入れ、残余の3,002万3,909円を、収益的収支に不足が生じた場合あるいは災害や突発的な施設修繕など緊急的な対応が必要となった場合に備え、繰り越すものであります。  
以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようお願いいたします。

願いいたします。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第10、議案第73号 厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

建設課長。

- 建設課長（渡部課長） ただいま上程いただきました、議案第73号「厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

議案書29ページをお開き願います。

このたびの改正は、令和3年4月1日施行で、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律と、本条例が基準を参酌している移動等、円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令が、高齢者、障害者等が円滑に利用できる施設等の利用に関する規定の整備と、旅客特定車両停留施設に係る道路管理者の基準適合義務等の創設などが新たに規定され、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令に解消及び改正されたことから、当該省令の基準を参酌している本条例においても、道路構造の基準、技術的基準を定めるに当たり、参酌すべき一般的な技術的基準として当該省令基準と同様の措置を講ずるため、国の基準どおりに改正するものであります。

次に、改正内容につきましては、お手元に配付の厚岸町高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、新旧対照表により、ご説明させていただきます。

なお、参考資料として、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令も配付しておりますので、あわせてご参照願います。

また、本省令につきましては、以後、基準省令と呼ばさせていただきますので、ご了承願います。

では、新旧対照表をご覧ください。

まず、目次の改正であります。第1章は第2条の2が追加になるための字句の改正です。

第2章は章名の改正で、「歩道等」の次に、「自転車歩行者専用道路等の構造」を追加するものです。

第3章は章名の改正で、「立体横断施設」を「立体横断施設の構造」に改めるものです。

第4章も章名の改正で、「乗合自動車停留所」を「乗合自動車停留所の構造」に改めるものです。

第5章も章名の改正で、「自動車駐車場」を「自動車駐車場の構造」に改めるものです。

次に、新たな第6章として、旅客特定車両停留施設の構造を加え、現行の第6章を第7章に繰り下げる改正であります。

いずれも基準省令の改正に合わせた改正となります。

次に、条文の改正であります。第2条は用語の定義規定ですが、本条例で引用している基準省令が解消されたことによる字句の改正です。

次に、改正案の第2条の2は、災害時等における適用除外の規定で、基準省令を参酌し、防災等のため一時使用する旅客特定車両停留施設の構造及び設備を本条例によらないこととすることができる規定の追加です。

第2章の改正は、目次の改正でご説明しましたので、省略させていただきます。

第3条は道路に歩道を設ける規定であります。基準省令を参酌し、自転車歩行者専用道路と歩行者専用道路を除く規定の追加となります。

改正案第4条第3項は、自転車歩行者専用道路の有効幅を、厚岸町道路の構造の技術的基準等を定める条例で規定する幅員の値以上とする規定の追加。

改正案第4条第4項は、歩行者専用道路の有効幅を、厚岸町道路の構造の記述的基準等を定める条例で規定する幅員の値以上とする規定の追加。

改正案第4条第5項は、現行の3項が2項繰り下がり、歩道または自転車歩行者道の有効幅を交通状況に応じ、考慮する規定ですが、新たに自転車歩行者専用道路、歩行者専用道路の規定を追加する改正で、いずれも基準省令を参酌した改正です。

2ページ、第5条は、舗装の構造に関する規定であります。基準省令を参酌し、第1項及び第2項に規定中の歩道等の次に、自転車歩行者専用道路等を追加する改正であります。

第6条は、勾配の基準に関する規定であります。基準省令を参酌し、第1項及び第2項に規定中の歩道の次に自転車歩行者専用道路等を追加する改正であります。

次に、第3章の改正は、証明の改正ですが、目次の改正でご説明しましたので、省略させていただきます。

第12条は、3ページにわたり、立体横断施設のエレベーターの構造に関する規定ですが、第2号、第8号、第9号、第13号に規定されている「装置」という字句を「設備」

に改める改正と、第5号はエレベーター内を視覚的に確認できる構造にするための規定ですが、改正案では画像により確認できる設備の規定を追加する改正で、いずれも基準省令を参酌した改正です。

第13条は、立体横断施設の傾斜部の構造に関する規定ですが、基準省令の改正に合わせて、条文中「以下同じ」を「以下この条において同じ」と字句を改正するものです。

次に、第4章、第5章は章名の改正ですが、目次の改正でご説明しましたので、省略させていただきます。

次に、改正後の第6章は、新たに規定する章で、旅客特定車両停留施設の構造になります。旅客特定車両停留施設とは、バスターミナルやタクシー乗り場など、旅客の乗降のための施設であり、その構造等を新たに規定する章の追加となります。

3ページから7ページにわたり、改正後の第30条は通路、第31条は出入り口、第32条はエレベーター、第33条は傾斜路、第34条はエスカレーター、第35条は階段、第36条は乗降場、第37条は運行情報提供設備、第38条は便所、第39条は乗車券等販売所、待合所及び案内所、第40条は券売機の規定であります。いずれも基準省令を参酌すべき一般的な技術的基準として追加規定しようとするものです。

次に、改正後の第7章であります。ただいま説明しました旅客特定車両停留施設の構造を第7章に規定したことによる章の繰り下げとなります。

8ページ、改正後の第41条は案内標識の規定であります。章の繰り下げに伴い、現行の第30条を第41条とし、案内標識に係る道路管理者の基準適合義務を設けるため、技術基準省令を参酌し、第3項から第6項を新たに規定しようとするものです。

改正後の第42条は、視覚障がい者誘導用ブロックの規定であります。章の繰り下げに伴い、現行の31条を第42条とし、第1項に自転車歩行者専用道路等、自動車駐車場、旅客特定車両停留施設への設置に関し、道路管理者の基準適合義務を設けるために字句の追加です。

新たに第2項として、旅客特定車両停留施設の通路とエレベーター、便所の出入り口、乗車券等販売所等の経路を構成する通路への設置基準の追加。第3項として、旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路、エスカレーターに近接する通路への設置基準を追加規定し、改正前の第2項と第3項を2項ずつ繰り下げるもので、いずれも基準省令を参酌し改正するものです。

改正後の第43条は、休憩施設の規定であります。章の繰り下げに伴い、現行の第32条を第43条とし、第1項に自転車歩行者専用道路等の設置に関し、道路管理者の基準適合義務を設けるために字句の追加。新たに第2項として、旅客特定車両停留施設への高齢者・障がい者等のために休憩所の設置義務の追加。第3項として、第2項の休憩所への優先席の設置基準を追加するもので、いずれも基準省令を参酌し改正するものです。

改正後の第44条は、照明施設の規定であります。章の繰り下げに伴い、現行の第33条を第44条とし、第1項に自転車歩行者専用道路等の設置に関し、道路管理者の基準適合義務を設けるために字句の追加。第2項に自動車駐車場、旅客特定車両停留施設道路管理者の基準適合義務を設けるために字句を追加規定するもので、いずれも基準省令を参酌し改正するものです。

改正後の第45条は、防雪施設の規定であります。章の繰り下げに伴い、現行の第34

条を第45条とし、自転車歩行者専用道路等の設置に関し、道路管理者の基準適合義務を設けるために字句の追加規定するもので、基準省令を参酌し改正するものです。

次に、議案書37ページをお開きください。

附則でございます。

この条令は、交付の日から施行するものでございます。

以上、大変簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

●議長（堀議員） これより、質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 今、お話伺っていて、これは法律が改正されたので、それに合わせて条例の文言を変えたと、簡単に言うと。ということでよろしいんですね。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

おっしゃるとおり、法律の改正により、さらに基準省令も同時に改正になったことによる条例の改正ということになります。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 それで、改正された条例なのですが、これによって厚岸町内の道路、その他の施設で、変えなければならないところというのは出るのですか。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

この条例は平成25年に制定されておりますけれども、もともとは国で、この基準を定めていたものでありますが、各自治体において条例で制定しなさいと改正になりまして、それでももともとは条例制定させていただいておるのですが、それから現在に至るまでに、この条例に基づく整備をしたという事例はございません。今回も、新たに旅客特定車両停留施設の構造という部分が、国のほうでも改正になって追加になったわけですが、こちらに関しても近い将来、厚岸町で整備するというような計画はないものと考えていただいて結構です。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 ちょっと今のところ、解釈きちんとしておきたいのですが、ここで条例決めますね。これは基準が決まりますよね。それと適合しないところがあっても、この条例

と適合しないところがあっても、具体的には直さなくてもいいという条例なのですか。それとも、条例に規定されたものからいうと、適合しないものがあるけれども、それは放置しておくということなのですか。その当たり、ちょっと今の答弁、曖昧なので、そこを教えていただきたい。それで、もし適合しない、少なくとも直さなければならないと、一応言えるようなところというのは町内に何箇所くらいあるのか。これからの予定はどうなるのかおしえていただきたい。

●議長（堀議員） 建設課長。

●建設課長（渡部課長） お答えいたします。

この条例に伴う該当する道路というのが特定道路ということで指定があります。これはどういったものかという、高齢者の方が多く歩行するような道路であるとか、そういうアクセスが大変多いような道路施設のことを言いまして、これ自体が国の指定を受けた道路というものを特定道路というように指します。厚岸町において、その特定道路はあるのかということになりますと、現在のところ特定道路はない状況にあります。北海道全体見渡しても、現在のところ10市町村あるかないかといったような現状ではあります。ただ、今後、バリアフリーの大きな基本構想などが作成するようなことがあれば、それに同調して、特定道路の指定を受けて、これらの基準に基づいた整備を行っていくといったような内容の条例になっています。

●議長（堀議員） 他に、質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第11、議案第74号 厚岸町水道事業給水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

水道課長。

●水道課長（高瀬課長） ただいま上程いただきました、議案第74号「厚岸町水道事業給

水条例及び厚岸町農業用水道給水条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由と条例案の内容についてご説明いたします。

議案書38ページをご覧ください。

現在、水道料金は平成24年4月の水道料金改定以降、大幅な料金改定とならぬよう、経営状況の把握に努め、おおむね5年ごとに経営状況を見直すこととしています。このたびの改正は令和4年4月以降の経営状況を見直すに当たり、今後も人口減少に伴う給水収益の減少が続き、令和4年度から赤字経営となる見通しであることに加え、浄水場や水道管の更新など、中長期的な財政見通しのもと、今後10年先の投資経費を見据えた料金改定を行うことにより、施設の維持更新を行うための経営基盤を確保する必要があると判断したことから、このたびの料金改定を行うものであります。

次に、料金改定の内容については、お手元に配布の議案第74号説明資料2、水道料金の改定についてによりご説明させていただきます。

1 ページ目をご覧ください。

料金改定の背景と必要性であります。人口減少をはじめ、基幹産業である水産関連の低迷など社会情勢のもとで給水収益は減少しており、厳しい経営状況の中、費用を抑え、かろうじて利益を得てきましたが、下のグラフのとおり、令和4年度から赤字経営となる見通しとなっております。

2 ページ目をご覧ください。

今後の水道事業の整備計画としては、老朽化する水道施設の更新と耐震性の向上が課題となっております。厚岸浄水場は建設から47年が経過し、13年後には耐用年数の60年を迎えます。さらには、厚岸浄水場が津波浸水地域にあることに加え、川の水を水源としていることから、水質の変動がめまぐるしく、運営費の抑制などの観点から水源見直しを含めた浄水場の更新について検討を進めております。

また、町内を網羅する水道管は全体で約160キロで、そのうち約4割の水道管が耐用年数の40年を経過しています。

さらに、基幹管路といわれる重要な配水管の耐震化率が1.1%と全国平均の13.3%に対し、大きく立ち後れる状況にあります。

3 ページ目をご覧ください。

上段の表は、水需要と給水収益の推移です。今後も人口は減少すると予想され、令和2年度の給水人口は8,167人ですが、令和12年度は6,641人と想定し、1,526人減少すると予想されます。また、給水収益についても給水人口の減少に伴い、減少すると予想された令和2年度の給水収益は約2億3,100万円ですが、令和12年度は約2億1,800万円と想定し、約1,300万円減少すると予想されます。

下段の表は、収益的収支と積立金の状況です。このような状況が続くと、積立金の残額も底をつき、令和7年度から累積赤字が生じる見通しとなっております。

4 ページ目をご覧ください。

経費の状況です。平成28年度と令和2年度の経費を比較すると、令和2年度は数年経過による償却資産の減少に伴い減価償却費が減少したものの、物価動向による電気料金の値上がり、春先の雪解けや降雨などの影響により薬品費の使用料の増、さらには老朽化に伴う配水管の修繕増や施設管理における労務単価の増などにより、施設の維持管理

に関する費用が増加しております。

また、各種将来検討計画策定により委託費が増加いたしました。

5 ページ目をご覧ください。

料金の決定の原則であります。水道料金は、各地方公共団体とも少しでも低く抑えられるよう工夫と努力を行っていますが、経営に要する財源が確保できなくなり、健全な事業運営に困難が生じた場合は、税金に頼ることができない独立採算の事業である以上、料金の決定の基本原則に従って料金を改定することとなります。

6 ページ目をご覧ください。

改定案の内容と考え方についてです。基本的な考え方として、審議会の答申を尊重し、一定期間を料金算定期間として、その期間に見合う適正原価に基づき算定。次に、算定期間は令和4年度から令和8年度までとし、おおむね5年ごとに見直しを行います。次に、全体の料金水準は平均10%程度の引き上げが適当と答申をもとに、全体の改定率は10%に設定。次に、料金体系は現在の料金体系である基本料金と水道料金の2部制が合理的で妥当。次に、水道利用者が負担すべきものと政策的配慮が他会計が負担すべきものと考えられるものを区分し、一般会計の応分の負担を求め、経営の安定化を図ることとしております。

7 ページ目をご覧ください。

令和4年度以降、水道事業の経営健全化について審議していただくため、昨年11月から5回にわたって、厚岸町水道事業経営審議会を開催して水道料金の見直しと経営改善方策について諮問しました。審議に当たっては、前回の料金に当たっての厚岸町議会の附帯決議も網羅して行い、4月13日に答申をいただきました。

この答申の内容につきましては、4月26日開催の厚生文教常任委員会と4月27日開催の総務産業常任委員会でそれぞれ説明させていただきました。また、答申の概要は広報あつけし6月号で周知し、5月24日から6月25日にかけて答申内容を公表するとともに、町民の皆様から意見募集も行い、参考にいたしました。

8 ページ目をご覧ください。

適正原価に基づく料金水準の引き上げであります。審議会などの答申を踏まえた基本的な考え方のおり、料金算定期間に見合う適正な原価に基づき、全体の料金水準を平均約10.8%に引き上げようとするものであります。

適正原価とは、算定期間における営業費用と資本費用を合わせた総括原価のことで、この財源を料金収入で賄うこととなります。

8 ページ中央からやや下側にあります計算式のおり、料金収入不足額を料金収入見込額で除したものが必要な料金水準で、これが不足額を料金収入だけで得ようとした場合の改定率となり、計算では32.0%の引き上げが必要となりました。しかし、32.0%の引き上げによる負担は大きく、値上げによる町民生活や経済活動への影響を考慮すると10%程度が望ましいとする審議会の答申などを尊重し、政策的配慮や他会計が負担すべきと考えられるものの区分について考案、試算を行いました。

その結果、一般会計の応分負担としては、年平均約4,000万円と試算され、これは32%のうち約17%となりました。利用者負担としての料金改定率約10.8%と一般会計応分の負担約17%を合わせると約27.8%となり、これにより黒字経営により得られる損益勘

定留保資金及び積立金の取り崩しにより、事業整備に充てる財源を確保することで、当面の水道事業経営維持と着実な更新整備、将来計画が図られると考えた改定案となっております。

9 ページ目の原価計算書をご覧ください。

8 ページで説明した総括原価計算書となります。左側、費用項目の営業費用と資本費用の合計⑫の1番右側が算定期間、令和4年度から令和8年度までの5年間の総括原価で、15億5,150万7,000円、これに対し、その下の現行料金収入見込額は11億7,574万7,000円で、3億7,576万円が収入不足額を表した表となっております。

10ページ目をご覧ください。

これまで申し上げました改定内容を実際に支払う消費税込みの料金表として示したものです。左側の表が現行料金、中央が改定料金案、右側が原稿料金と改定料金との差額の表となります。これをご覧くださいながら説明させていただきます。金額は税込みの金額で申し上げます。

このたびの改正は、基本料金は据え置き、使用水量によって換算する水道料金を1立方メートルにつき各用途区分の一律33円増額の改定であります。

11ページ目をご覧ください。

この改正案による収入見込額などは上段の表をご覧ください。令和2年度決算水量をもとに改定案で試算すると、家事用で約1,792万円、率で11.5%の増、業務用が約821万円、9.0%の増、農業用が約132万円、18.8%増、その他浴場営業用と臨時用が合わせて約9万6,000円、10.6%の増となり、全体で約2,755万円、10.8%の増収となります。

12ページ目をご覧ください。

現行料金と改定した場合の水道料金を主な使用水量と用途で比較したものです。全国的な料金の比較で用いられる家事用の10立方メートルと20立方メートルを使用した場合の一月の料金で比較すると、10立方メートルを使用した場合は現行料金2,780円が、改定後は330円増額の3,110円となります。20立方メートルを使用した場合では現行料金5,200円が、改定後は660円増額の5,860円になります。

13ページ目をご覧ください。

今回の料金改定とあわせた経営改善方策についてご説明いたします。

1点目は借金を減らし、企業債残高の抑制を図ることです。審議会の答申を踏まえ、今後の設備投資においては、積立金を取り崩し、借り入れを少なくし企業債残高を抑制を図ることとしております。料金改定後の令和4年度から令和12年度における積立金取崩額は約1億8,000万円としており、これが企業債借入抑制額となります。

14ページ目をご覧ください。

2点目は他会計の負担による補助金の確保であります。審議会の答申や前回の料金改定時の条例案への議会附帯決議を踏まえた上で、他会計が応分の負担をするものと考えられるものは、下の表に示した項目の金額となります。8ページで説明したとおり、これにより一般会計応分負担は令和4年度から令和8年度の5年間で約1億9,270万円、年平均約4,000万円となります。

15ページ目をご覧ください。

3点目の未収金対策と4点目の水道事業の運営体制は、水道事業が将来にわたり安定

した事業の運営基盤を確保する観点から、審議会で答申された項目で財政収支だけではなく、この点にも重視しながら運営に当たりたいと考えております。

16ページ目をご覧ください。

改定しない場合の推計を示したもので、令和4年度以降赤字が続き、18ページのとおり令和7年度には累積欠損金が発生します。

17ページをご覧ください。

料金改定と経営改善方策による財政収支の推計です。料金改正を図りつつも人口減少などで徐々に給水収益が減少しますが、収益的収入及び資本的収入における一般会計の政策配慮も合わせ、経営の安定化が図られます。

審議会の結果を踏まえ、今後も将来にわたり水道が町民生活において、その役割を果たすよう、耐用年数を迎える水道施設など、着実な更新やさらなる収支の改善を図り、経営基盤の強化に取り組んでまいります。

以上、本条例に係る経緯と料金改定案についての説明を終わり、次に条例改正案についてご説明いたします。

このたびの改正条例は2条立ての構成とし、第1条が厚岸町水道事業給水条例の一部改正、第2条が厚岸町農業用水道給水条例の一部改正としておりますので、あらかじめご了承くださいと存じます。なお、条例の改正内容については、別に配付しております議案第74号説明資料1新旧対照表により説明いたします。

恐れ入りますが、説明資料をご覧ください。

第1条厚岸町水道事業給水条例の一部改正であります。第32条第1項の改正は、水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令により水道施行令が改正されたことに伴い、新たに4条の規定が加わったことによる条ずれに伴う水道法施行令から引用している条番号の整理を行うものです。

別表の改正は、料金改定により料金表である第22条別表の改正で水道料金1立方メートルにつき、家事用は10立方メートル以下が165から198に、11立方メートル以上20立方メートル以下が242から275に、21立方メートル以上が264から297に改め、業務用は10立方メートル以下が165から198に、11立方メートル以上20立方メートル以下が242から275に、21立方メートル以上が330から363に改め、農業用は10立方メートル以下が165から198に、11立方メートル以上20立方メートル以下が242から275に、21立方メートル以上が154から187に改め、浴場営業用が99から132に改め、臨時用が539から572に改めるものであります。

続いて、第2条厚岸町農業用水道給水条例の一部改正であります。この条例の別表について、第1条の厚岸町水道事業給水条例の一部改正と同様に料金表である第22条の別表を改めるものであります。

続いて、この条例の附則であります。

議案書39ページをご覧ください。

附則第1項は、施行の期日であります。この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第1条中、厚岸町水道事業給水条例第32条第1項の改正規定は公布の日から施行するものであります。

附則第2項は、料金の適用に関する経過措置であります。第1条の規定による改正後

の厚岸町水道事業給水条例別表の規定及び第2条の規定による改正後の厚岸町農業用水道給水条例の別表の規定は、令和4年4月分の料金から適用し、同年3月分までの料金については、なお従前の例によるものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願いたします。

- 議長（堀議員） お諮りいたします。

議案第74号の審議につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査をすることといたしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第74号の審議につきましては、議長を除く12人の委員をもって構成する条例審査特別委員会を設置し、これに付託し、閉会中に審査をすることに決定いたしました。

本会議を休憩いたします。

午後1時43分休憩

午後2時42分再開

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

- 議長（堀議員） 日程第12、議案第61号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算、議案第62号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第63号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第64号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第65号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、以上5件を再び一括議題といたします。

本5件の審査については、令和3年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し、審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3番、室崎委員長。

- 委員長（室崎委員長） 令和3年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第61号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算ほか4件の審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告を申し上げます。

以上、審査報告といたします。

●議長（堀議員） はじめに、議案第61号 令和3年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第62号 令和3年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第63号 令和3年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長（堀議員） 次に、議案第64号 令和3年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第65号 令和3年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は、原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第13、意見書案第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第3号。

コロナ禍における厳しい財政状況に対し地方税財源の充実を求める意見書。

令和3年9月8日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。

コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

1、令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保

すること。

2、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

3、令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。

4、令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、さらなる延長は断じて行わないこと。

5、脱炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税または地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書の上記議案を次のとおり提出して、ただいま事務局が朗読をしていただいた全てではありませんが、厚岸町としてまだまだ町民に対し、細部にわたり、サービスをしていかななくてはならない時代背景にあります。

そこで、国がきちんと各自治体に向けた対応をまずやっていただけることで、町は町民に対し細部にわたってサービスができるものと思います。国の対応を早急に求めるものであります。

議員各位の皆様には、ご理解、ご賛同をいただくようよろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

●議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

●議長（堀議員） 日程第14、意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

議事係長。

●議事係長（佐藤係長） 意見書案第4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和3年9月8日。

提出者、厚岸町議会議員、竹田敏夫。

賛成者、厚岸町議会議員、大野利春、同じく室崎正之、同じく佐藤淳一。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有し、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。また、近年道内においても、平成28年8月の一連の台風や平成30年7月豪雨、9月の北海道胆振東部地震といった自然災害が、激甚化・頻発化する傾向にある。

今後は、ポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、道民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、平常時・災害時を問わない北海道を支える基盤の確立に向け、防災・減災、国土強靱化に資する社会資本の整備を図ることが必要である。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、防災・減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

1、国土強靱化に資する社会資本の整備・管理が長期安定的に進められるよう、公共事業関係予算の所要額を確保するとともに、地域の実情に鑑み予算を重点配分すること。

2、「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化計画」を計画的に進めるために必要な予算・財源を確保すること。

3、「防災・減災、国土強靱化に向けた道路の5カ年対策プログラム」に基づく橋梁、トンネル等の老朽化対策を推進するため、点検・診断、補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図ること。

4、新広域道路交通計画に基づき、高規格道路については、着手済みの区間の早期開通、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間の4車線化といった機能強化を図ること。

また、高規格道路と並行する国道とのダブルネットワークの構築などによるリダンダンシーの確保や道路の防災対策などによる耐災害性の強化を推進するほか、重要物流道路のさらなる指定を図ること。

5、冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の振興に向けた道路交通環境の整備など、地域の暮らしや経済活動を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6、維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公共施設の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

7、冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

8、日本海溝・千島海溝周辺型地震に備え、避難施設、避難路などの整備及び津波対策緊急事業について、必要な予算の確保、地方負担を軽減する財政支援の充実強化を図ること。

9、災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の充実・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和3年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長、堀守。

参考、送付先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由の説明を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 ただいま朗読していただいたとおりであります。若干の説明をさせていただきます。

項目の4のところにありますリダンダンシーという確保や道路の防災対策という意味なのですが、冗長性とか余剰という意味を英語化したもので、一部の区間の途絶された一部施設の破壊全体の機能不全のつながらないよう、予め交通ネットワークやライフライン施設を多重化したり、予備の手段を用意してといった。そのような性質という意味を表しているそうです。また、国として国土強靱化については、防災・減災や新型コロナウイルス感染また筑後川水系、過労死等、港湾施設整備事業、公共サービス基本構造改革特別特区基本方針、規制改革の実施や成長戦略、経済財政運営改革、まち・ひと・しごと特定新技術開発による補助金の申請、最優先先端デジタル国家の創造宣言、総合物流策の大望、全国森林計画、森林林業基本計画や消費基本計画、特定秘密の指定及び

解除、また死因究明の推進計画や利根川水系に対しての開発計画などなど、国が国土強靱化に対する様々な提案をされております。その中でも今回9項目に限らせて提出をさせていただきます。

議員各位のご理解、ご賛同のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより、質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第15、厚生文教常任委員会所管事務調査報告書を議題といたします。

今般、厚生文教常任委員会が行った所管事務についての報告書が厚岸町議会会議規則第77条の規定により、委員長から提出されております。

この際、委員長に対する質疑、討論を省略し、本報告書のとおり了承することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本報告書のとおり了承することに決しました。

- 議長（堀議員） 日程第16、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。

次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配布のとおり、各委員長から提出されております。

お諮りいたします。

本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本申出書のとおり承認することに決定いたしました。

ここで、副町長から発言を求められておりますので、これを許したいと思います。

會田副町長。

- 副町長（會田副町長） 第3回定例会閉会前の貴重なお時間を頂戴し、発言の機会をお与えくださいまして、誠にありがとうございます。最後ですので、皆さんにお許しをいただきたいのですが、マスクを外して発言をさせていただきたく、ご丁知いただければと存じますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

- 副町長（會田副町長） ありがとうございます。

退任に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

私は今月16日の任期満了をもちまして、副町長を退任することになりました。振り返りますと、平成29年、若狹町政が5期目を迎えた年の第3回定例会において、議会のご同意を賜り、9月17日に就任して以来、4年にわたり副町長を務めさせていただきました。この間、十分とは言えませんが、若狹町長の補佐役として、町長が推進する希望に満ちた厚岸町のまちづくりに参画することができ、職員の皆さんと苦労を分かち合い、各種施策や諸課題に微力ながら取り組むことができましたことは、大変光栄なことであり、誰もが経験できない貴重な経験をさせていただき、多くのことを学ばさせていただきました。

お与えいただきました、この職分に恥じぬよう、私なりに一新一意専心努力してきたところではありますが、何分にも力量不足から議員の皆様にはときに厳しいご指摘、お叱りをいただいたこと、また職員の皆さんには適格な判断、適切な助言、指示ができなかったことを大変申し訳なく思っております。

しかし、こうして4年の任期を大過なく無事に終えることができますのも、ひとえに議員の皆様、多くの町民の皆様から賜りました暖かいご支援のおかげであります。ここで培った経験と、ともに町の発展を願い、皆様と様々な場で交わさせていただいた議論は、私にとりましてかけがえのない財産であり、一生忘れられない思い出であります。

今日まで議員並びに町民の皆様には、暖かいご支援と格別のご指導、ご鞭撻を賜りましたことに、深く感謝を申し上げますとともに、心からお礼を申し上げます。

今、国内は長く新型コロナウイルスの影響によって、久しく経済が低迷し、町内にもその影響が及んでおりますが、厚岸町にはこの難局を乗り越え、明るい展望を開くことができるたくさんの魅力ある素材が揃っております。今後も町と議会が車の両輪となって、その魅力ある素材を生かしたまちづくりを推進していただき、町民の皆様が本当にこの町に住んでよかったと思える新時代の厚岸町をつくり上げていただくことを願っております。

これまで、公務の経験しかない私にとりましては、17日から全く新しい生活が始まりますが、これからは一町民として、厚岸町のさらなる発展を陰ながら応援していきたいと考えております。今後とも皆様には、これまで同様に厚誼を賜れば幸甚に存じま

す。

結びにお世話になりました議員の皆様、町民の皆様、そして若狭町長をはじめ支えていただいた職員の皆様に改めて感謝とお礼を申し上げますとともに、厚岸町議会の今後ますますのご発展と、議員皆様方のご健勝とご活躍、そして我がふるさと厚岸町のさらなる飛躍、発展を心から祈念いたしまして、意を尽くせませんが退任に当たりましてのお礼のご挨拶とさせていただきます。職員時代を含め、長い間、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

●議長（堀議員） お諮りいたします。

本定例会に付議された議案の審議は、全部終了いたしました。

よって、厚岸町議会会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

●議長（堀議員） 以上で、令和3年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後3時10分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和3年9月9日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員